会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅲ第１２１９号
令和５年９月２９日

各郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　鹿嶋　広久）
（公印省略）

令和５年度埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業
補助金交付申請について(通知)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、埼玉県保健医療部長から標記の件について、通知がございましたので貴会会員へご通知くださいますようお願い申し上げます。

記

令和５年度埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業
補助金交付申請について(通知)

（令和５年９月１５日付　健寿第６７０号）

担当：業務課　業務Ⅲ担当　坂部
電話：０４８－８２４－２６１１

富加八潮医師会
収受
5.10.-2
第654号

健寿第　６７０　号
令和５年９月１５日

一般社団法人埼玉県医師会
　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

令和５年度埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援
事業補助金交付申請について（通知）

本県の小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、医療意見書のオンライン登録の実施に当たり、標記補助金の交付申請受付を別添のとおり行うこととといたしました。

なお、本件については、医療機関に対する個別の通知は行わず、ホームページによる周知といたしますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

掲載先 URL
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/syoumandb.html

担　当　母子保健担当　景山
電　話　０４８－８３０－３５６１
メール　a3570-09@pref.saitama.lg.jp

令和５年度埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請手続きのご案内

【補助対象医療機関】

埼玉県内（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く）において小児慢性特定疾病指定医の勤務する医療機関が対象です。

さいたま市、川越市、越谷市及び川口市に所在する医療機関については、各市の保健所にお問い合わせください。

【補助対象経費及び補助額】

１　補助対象経費

医療意見書のオンライン登録（令和５年１０月１日開始予定）のために行うシステム環境整備に要する以下の経費です。

・ブラウザでの直接入力（インターネット接続）用の端末購入費等
・業務システムの改修費（システムの維持管理に係る経費を除く。）

２　補助額

補助額は対象経費の実支出額の２分の１以内とし、上限は５万円です。
なお、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

（例）対象経費の実支出額　８万円　→　補助額　４万円
　　１２万円　→　補助額　５万円

【交付申請手続きについて】

１　交付申請

（１）提出書類

・埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書（様式第１号）
・事業計画書（様式第１号 別紙）
・見積書の写し
・仕様書の写し（業務システム改修の場合のみ）
・その他参考になる資料

（２）提出方法

メールで埼玉県保健医療部健康長寿課あて必要書類を送付してくださ

い。メールの件名は「【オンライン化補助金申請】○○○○（医療機関名）」としてください。

（３）提出期限

令和５年１１月２日（木）１７時必着

※交付申請書のご提出から交付決定までに２週間程度を要する場合があります。また、補助金の対象となるのは交付決定後、実績報告期限までに事業に着手・完了したものです。これらを踏まえて、余裕を持ってご申請ください。

２　交付決定

県において交付申請書の審査を行い、交付することを決定したときは「埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）」により通知します。

補助事業については、交付決定通知書を受領してから着手（インターネット接続端末等の購入、業務システム改修に係る契約等）してください。

３　実績報告

（１）提出書類

・埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金事業実績報告書（様式第５号及び別紙）
・補助事業実施に係る領収書の写し
・補助事業を完了したことが分かる書類（購入物の写真等）

（２）提出方法

メールで埼玉県保健医療部健康長寿課あて必要書類を送付してください。メールの件名は「【オンライン化補助金実績報告】○○○○（医療機関名）」としてください。

（３）提出期限

事業が完了した日から３０日以内または令和６年１月５日（金）のいずれか早い日

※実績報告までに支払いまで完了していることが必要です。
※事業が完了している場合であっても、上記提出期限までに実績報告書の提出がない場合は補助金の交付はできませんのでご注意ください。

４　補助金交付確定

県において実績報告書の審査を行い、交付額を確定したときは、「埼玉県

小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付確定通知書（様式第６号）」により通知します。

５　補助金交付請求

交付確定通知書受領後、別途指定する期日までに「請求書」を埼玉県保健医療部健康長寿課あてメールまたは郵送で送付してください。

なお、補助金の交付には請求から１か月程度を要します。

【その他の留意事項】

○ 本補助金は１医療機関当たり１回限りの交付となります。

○ 「埼玉県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金」との重複申請は認められません。

○ 交付申請後、申請内容に変更があった場合は埼玉県保健医療部健康長寿課にご連絡ください。

○ ここに記載のない事項については、「埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱」及び「補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年 3 月 30 日規則第 15 号）」の定めによります。

○ 交付要綱、規則、各様式は県ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/syoumandb.html

【各書類送付先・お問合せ先】

〒330-9301
さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県 保健医療部 健康長寿課 母子保健担当

電　話　０４８－８３０－３５６１
メール　a3570-20@pref.saitama.lg.jp